

## 別紙2 認容額表

4号事件		休日勤務手当	特殊手当	合計額	起算日
1	A 1	¥0	¥16,000	¥16,000	平成18年2月10日
2	A 2	¥11,315	¥15,500	¥26,815	同上
3	A 3	¥0	¥15,000	¥15,000	同上
4	A 4	¥52,414	¥1,500	¥53,914	同上
5	A 5	¥0	¥15,000	¥15,000	同上
6	A 6	¥0	¥8,000	¥8,000	同上
7	A 7	¥0	¥14,500	¥14,500	同上
8	A 8	¥43,920	¥0	¥43,920	同上
9	A 9	¥0	¥15,500	¥15,500	同上
10	A 1 0	¥0	¥14,000	¥14,000	同上
11	A 1 1	¥0	¥15,500	¥15,500	同上
12	A 1 2	¥0	¥15,000	¥15,000	同上
13	A 1 3	¥33,908	¥15,500	¥49,408	同上
14	A 1 4	¥0	¥16,500	¥16,500	同上
15	A 1 5	¥11,090	¥14,500	¥25,590	同上
16	A 1 6	¥16,295	¥15,000	¥31,295	同上
17	A 1 7	¥0	¥10,500	¥10,500	同上
18	A 1 8	¥19,530	¥14,000	¥33,530	同上
19	A 1 9	¥0	¥15,500	¥15,500	同上
20	A 2 0	¥0	¥15,500	¥15,500	同上
21	A 2 1	¥0	¥15,000	¥15,000	同上
22	A 2 2	¥0	¥16,500	¥16,500	同上
23	A 2 3	¥0	¥15,000	¥15,000	同上
24	A 2 4	¥22,584	¥14,000	¥36,584	同上
25	A 2 5	¥0	¥15,500	¥15,500	同上
26	A 2 6	¥0	¥15,500	¥15,500	同上
27	A 2 7	¥33,745	¥16,000	¥49,745	同上
28	A 2 8	¥16,710	¥15,500	¥32,210	同上
29	A 2 9	¥17,295	¥13,500	¥30,795	同上
30	A 3 0	¥0	¥14,500	¥14,500	同上
31	A 3 1	¥0	¥15,500	¥15,500	同上
32	A 3 2	¥0	¥16,000	¥16,000	同上
33	A 3 3	¥0	¥17,000	¥17,000	同上
34	A 3 4	¥25,047	¥15,500	¥40,547	同上
35	A 3 5	¥10,251	¥15,500	¥25,751	同上
36	A 3 6	¥0	¥15,000	¥15,000	同上
37	A 4 0	¥0	¥16,500	¥16,500	同上
38	A 4 1	¥0	¥15,000	¥15,000	同上
39	A 4 2	¥10,863	¥15,500	¥26,363	同上
40	A 4 3	¥34,110	¥14,500	¥48,610	同上
41	A 4 4	¥47,088	¥15,000	¥62,088	同上
42	A 4 5	¥49,210	¥15,000	¥64,210	同上
総合計		¥455,375	¥599,500	¥1,054,875	

32号事件		①時間外手当A	②時間外手当B	合計額	起算日
1	B 1	¥14,624	¥0	¥14,624	①につき平成18年11月3日
2	B 2	¥10,888	¥0	¥10,888	①につき平成18年11月3日
3	B 3	¥29,041	¥7,852	¥36,893	①につき平成18年11月3日、②につき平成19年9月8日
4	B 4	¥10,649	¥26,684	¥37,333	①につき平成18年11月3日、②につき平成19年9月8日
5	B 5	¥3,500	¥19,000	¥22,500	①につき平成18年11月3日、②につき平成19年9月8日
総合計		¥68,702	¥53,536	¥122,238	

## 別紙3 略語例

- 4号事件原告ら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原告Aら  
 ※原告A37, 同38, 同39との関係では, 便宜, 同人らではなく, 被訴訟承  
 継人であるSを含む意味でこの略語を用いる。
- 32号事件原告ら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原告Bら  
 稲沢市ほか二町消防組合・・・・・・・・・・・・・・・・本件消防組合  
 稲沢中島広域事務組合・・・・・・・・・・・・・・・・本件広域組合  
 本件消防組合及び本件広域組合・・・・・・・・本件両事務組合  
 稲沢市職員の給与に関する条例(乙14, 24)・・・・・・・・被告給与条例  
 稲沢市職員の給与の支給等に関する規則(乙15, 25)・・・・・・・・被告給与規則  
 稲沢市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(乙16)・・・・・・・・被告勤務時間条例  
 稲沢市職員の勤務時間, 休暇等に関する規則(乙17)・・・・・・・・被告勤務時間規則  
 稲沢市職員の勤務時間, 休暇等の手引(甲1, 乙18)・・・・・・・・本件手引き  
 稲沢市ほか二町消防組合職員の給与に関する条例(乙1)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件消防組合給与条例  
 稲沢市ほか二町消防組合職員の給与の支給等に関する規則(乙2)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件消防組合給与規則  
 稲沢市ほか二町消防組合職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(乙3)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件消防組合勤務時間条例  
 稲沢市ほか二町消防組合職員の勤務時間, 休暇等に関する規則(乙4)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件消防組合勤務時間規則  
 稲沢市ほか二町消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例(乙5)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件消防組合特殊勤務手当条例  
 稲沢市ほか二町消防組合職員の特殊勤務手当に関する規則(乙6)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件消防組合特殊勤務手当規則  
 稲沢中島広域事務組合職員の給与に関する条例(乙7)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件広域組合給与条例  
 稲沢中島広域事務組合職員の給与の支給等に関する規則(乙8)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件広域組合給与規則  
 稲沢中島広域事務組合職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(乙9)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件広域組合勤務時間条例  
 稲沢中島広域事務組合職員の勤務時間, 休暇等に関する規則(乙10)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件広域組合勤務時間規則  
 稲沢中島広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(乙11)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件広域組合特殊勤務手当条例  
 稲沢中島広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する規則(乙12)  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・本件広域組合特殊勤務手当規則  
 国民の祝日に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・祝日法  
 労働基準法・・・・・・・・・・・・・・・・労基法

別紙4 第4号事件請求額表

請求の種類 根拠法令 (準用元省略)	休日勤務手当						時間外勤務手当						特殊手当					合計額	
	被告給与条例17条1項・2項, 同規則16条の5・6						被告給与条例16条1項・2項2号, 同規則16条の2第2号						本件消防組合特殊勤務手当条例2条・3条, 同規則2条 本件広域組合特殊勤務手当条例2条・3条, 同規則2条						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合計	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	小計	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	小計		
1	A 1	¥10,494	¥0	¥0	¥0	¥0	¥10,494	¥56,352	¥14,088	¥7,022	¥43,032	¥58,128	¥178,622	¥58,500	¥61,500	¥61,500	¥62,500	¥244,000	¥433,116
2	A 2	¥7,652	¥0	¥0	¥0	¥11,315	¥18,967	¥32,521	¥32,592	¥6,447	¥0	¥26,205	¥97,765	¥63,000	¥63,500	¥53,500	¥63,000	¥243,000	¥359,732
3	A 3	¥0	¥10,266	¥0	¥0	¥0	¥10,266	¥54,752	¥55,248	¥13,652	¥54,432	¥44,525	¥222,609	¥62,500	¥55,500	¥62,500	¥64,000	¥244,500	¥477,375
4	A 4	¥22,070	¥0	¥29,244	¥0	¥52,414	¥103,728	¥34,155	¥32,830	¥32,123	¥0	¥11,377	¥110,485	¥62,000	¥62,000	¥60,500	¥33,000	¥217,500	¥431,713
5	A 5	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥17,305	¥62,784	¥55,120	¥5,500	¥55,376	¥196,085	¥62,000	¥61,000	¥48,000	¥62,500	¥233,500	¥429,585
6	A 6	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥55,424	¥38,324	¥55,120	¥41,064	¥57,536	¥247,468	¥60,000	¥61,000	¥61,500	¥54,000	¥236,500	¥483,968
7	A 7	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥22,770	¥9,360	¥39,536	¥35,280	¥0	¥106,946	¥60,000	¥59,500	¥60,500	¥61,000	¥241,000	¥347,946
8	A 8	¥0	¥0	¥0	¥0	¥43,920	¥43,920	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥43,920
9	A 9	¥0	¥0	¥44,388	¥0	¥0	¥44,388	¥9,060	¥35,473	¥32,048	¥24,672	¥30,744	¥131,997	¥61,000	¥61,500	¥61,000	¥52,000	¥235,500	¥411,885
10	A 10	¥0	¥36,096	¥0	¥0	¥0	¥36,096	¥0	¥13,902	¥14,694	¥40,176	¥41,408	¥110,180	¥62,000	¥62,000	¥58,500	¥62,000	¥244,500	¥390,776
11	A 11	¥36,106	¥42,512	¥0	¥0	¥0	¥78,618	¥69,633	¥42,512	¥5,360	¥43,568	¥44,720	¥205,793	¥60,500	¥61,500	¥62,000	¥62,000	¥246,000	¥530,411
12	A 12	¥45,786	¥17,825	¥0	¥0	¥0	¥63,611	¥91,956	¥57,040	¥58,832	¥0	¥59,200	¥267,028	¥62,000	¥60,000	¥61,000	¥62,500	¥245,500	¥576,139
13	A 13	¥24,444	¥0	¥0	¥0	¥33,908	¥58,352	¥20,390	¥35,040	¥8,856	¥37,520	¥32,734	¥134,540	¥63,000	¥63,000	¥53,000	¥62,500	¥241,500	¥434,392
14	A 14	¥29,359	¥0	¥0	¥0	¥0	¥29,359	¥43,952	¥14,135	¥45,472	¥37,414	¥38,194	¥179,167	¥61,000	¥62,000	¥32,000	¥62,500	¥217,500	¥426,026
15	A 15	¥9,405	¥31,760	¥0	¥0	¥11,090	¥52,255	¥30,160	¥32,960	¥33,568	¥35,488	¥36,432	¥168,608	¥53,500	¥61,000	¥61,500	¥61,500	¥237,500	¥458,363
16	A 16	¥0	¥0	¥0	¥0	¥16,295	¥16,295	¥15,830	¥38,868	¥48,660	¥52,144	¥52,832	¥208,334	¥61,000	¥62,500	¥61,000	¥58,000	¥242,500	¥467,129
17	A 17	¥0	¥0	¥20,482	¥0	¥0	¥20,482	¥0	¥19,305	¥0	¥29,120	¥31,760	¥80,185	¥63,000	¥62,000	¥61,000	¥54,500	¥240,500	¥341,167
18	A 18	¥0	¥0	¥0	¥0	¥19,530	¥19,530	¥34,804	¥35,563	¥38,832	¥39,060	¥52,768	¥201,027	¥62,000	¥60,000	¥61,000	¥58,000	¥241,000	¥461,557
19	A 19	¥0	¥0	¥9,060	¥0	¥0	¥9,060	¥17,180	¥38,148	¥13,700	¥44,733	¥51,960	¥165,721	¥55,500	¥60,500	¥61,500	¥63,500	¥241,000	¥415,781
20	A 20	¥0	¥5,436	¥42,768	¥0	¥0	¥48,204	¥21,060	¥0	¥18,310	¥25,740	¥10,335	¥75,445	¥63,500	¥63,500	¥54,000	¥51,000	¥232,000	¥355,649
21	A 21	¥0	¥16,165	¥0	¥0	¥0	¥16,165	¥0	¥0	¥52,528	¥16,470	¥63,270	¥132,268	¥28,500	¥62,000	¥60,500	¥60,500	¥211,500	¥359,933
22	A 22	¥0	¥8,775	¥0	¥0	¥0	¥8,775	¥16,250	¥28,080	¥23,153	¥21,792	¥31,760	¥121,035	¥63,000	¥63,000	¥65,500	¥62,500	¥254,000	¥383,810
23	A 23	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥38,940	¥7,074	¥66,842	¥55,920	¥58,320	¥227,096	¥61,500	¥49,500	¥61,000	¥60,000	¥232,000	¥459,096
24	A 24	¥15,116	¥0	¥0	¥0	¥22,584	¥37,700	¥64,269	¥60,896	¥15,056	¥59,904	¥37,640	¥237,765	¥62,000	¥62,500	¥60,500	¥60,500	¥245,500	¥520,965
25	A 25	¥35,563	¥19,782	¥0	¥0	¥0	¥55,345	¥51,664	¥0	¥16,415	¥52,640	¥53,216	¥173,935	¥62,500	¥61,500	¥62,500	¥62,500	¥249,000	¥478,280
26	A 26	¥0	¥0	¥35,030	¥0	¥0	¥35,030	¥40,956	¥17,220	¥54,384	¥16,965	¥34,160	¥163,685	¥58,000	¥61,000	¥63,000	¥62,500	¥244,500	¥443,215
27	A 27	¥0	¥0	¥0	¥0	¥33,745	¥33,745	¥8,775	¥28,992	¥20,141	¥11,880	¥20,986	¥90,774	¥62,500	¥62,500	¥57,000	¥54,000	¥236,000	¥360,519
28	A 28	¥7,065	¥0	¥0	¥0	¥16,710	¥23,775	¥0	¥23,776	¥9,120	¥0	¥26,736	¥59,632	¥30,000	¥61,500	¥61,000	¥63,500	¥216,000	¥299,407
29	A 29	¥20,664	¥0	¥0	¥0	¥17,295	¥37,959	¥62,564	¥55,984	¥34,600	¥38,049	¥38,417	¥229,614	¥61,500	¥63,000	¥61,500	¥60,500	¥246,500	¥514,073
30	A 30	¥21,043	¥0	¥0	¥0	¥0	¥21,043	¥30,608	¥32,816	¥34,576	¥26,556	¥37,776	¥162,332	¥62,500	¥60,500	¥53,500	¥60,500	¥237,000	¥420,375
31	A 31	¥0	¥0	¥6,420	¥0	¥0	¥6,420	¥18,288	¥17,424	¥25,568	¥20,580	¥26,565	¥108,425	¥63,500	¥62,500	¥62,000	¥62,500	¥250,500	¥365,345
32	A 32	¥0	¥12,246	¥0	¥0	¥0	¥12,246	¥22,451	¥0	¥35,488	¥36,096	¥46,246	¥140,281	¥62,500	¥62,000	¥54,000	¥45,500	¥224,000	¥376,527
33	A 33	¥6,570	¥0	¥0	¥0	¥0	¥6,570	¥36,160	¥9,672	¥35,378	¥33,488	¥37,170	¥151,868	¥61,500	¥57,000	¥61,500	¥64,000	¥244,000	¥402,438
34	A 34	¥24,271	¥0	¥0	¥0	¥25,047	¥49,318	¥27,538	¥9,925	¥0	¥11,385	¥9,993	¥58,841	¥57,000	¥59,000	¥59,000	¥60,500	¥235,500	¥343,659
35	A 35	¥20,556	¥0	¥0	¥0	¥10,251	¥30,807	¥0	¥55,648	¥51,480	¥41,004	¥44,965	¥193,097	¥61,500	¥62,500	¥60,500	¥60,500	¥245,000	¥468,904
36	A 36	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥41,928	¥45,786	¥47,138	¥58,128	¥0	¥192,980	¥59,500	¥59,000	¥61,000	¥61,000	¥240,500	¥433,480
37	A 37	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥26,956	¥0	¥0	¥0	¥26,956	¥30,500	¥30,000	¥26,500	¥0	¥87,000	¥113,956
38	A 38	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥13,477	¥0	¥0	¥0	¥13,477	¥15,250	¥15,000	¥13,250	¥0	¥43,500	¥56,977
39	A 39	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥13,477	¥0	¥0	¥0	¥13,477	¥15,250	¥15,000	¥13,250	¥0	¥43,500	¥56,977
40	A 40	¥8,478	¥0	¥0	¥0	¥0	¥8,478	¥0	¥8,814	¥20,986	¥4,650	¥9,900	¥44,350	¥31,000	¥63,000	¥62,500	¥60,500	¥217,000	¥269,828
41	A 41	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥6,940	¥38,478	¥13,824	¥55,184	¥58,000	¥172,426	¥62,000	¥56,000	¥61,000	¥62,000	¥241,000	¥413,426
42	A 42	¥38,137	¥0	¥0	¥0	¥10,863	¥49,000	¥90,856	¥49,364	¥66,101	¥55,424	¥57,936	¥319,681	¥60,500	¥56,000	¥60,500	¥63,000	¥240,000	¥608,681
43	A 43	¥0	¥54,192	¥0	¥0	¥34,110	¥88,302	¥0	¥16,936	¥53,792	¥54,144	¥13,644	¥138,516	¥60,000	¥61,000	¥60,000	¥61,500	¥242,500	¥469,318
44	A 44	¥0	¥0	¥28,320	¥0	¥47,088	¥75,408	¥0	¥33,984	¥0	¥46,112	¥0	¥80,096	¥0	¥61,500	¥31,500	¥62,500	¥155,500	¥311,004
45	A 45	¥0	¥0	¥0	¥0	¥49,210	¥49,210	¥13,244	¥56,816	¥56,336	¥17,575	¥7,355	¥151,326	¥60,000	¥60,500	¥62,500	¥60,500	¥243,500	¥444,036
	小計	¥382,779	¥255,055	¥215,712	¥0	¥455,375	¥1,308,921	¥1,198,735	¥1,259,766	¥1,260,258	¥1,322,889	¥1,450,289	¥6,491,937	¥2,408,000	¥2,550,500	¥2,450,500	¥2,441,000	¥9,850,000	¥17,650,858

別紙5 第32号事件請求額表

請求の種類		①深夜手当	②時間外手当A	③時間外手当B	合計額	起算日
根拠法令 (準用元省略)		労基法37条3項	労基法37条1項	被告給与条則16条1項・2項2号 同規則16条の2第2号		
1	B 1	I	¥25,577	¥154,926	¥757,725	① I につき平成18年5月30日 ① II・②につき平成18年11月3日 ③につき平成19年9月8日
		II				
2	B 2	I	¥30,317	¥34,613	¥1,207,223	① I につき平成18年5月30日 ① II・②につき平成18年11月3日 ③につき平成19年9月8日
		III				
3	B 3	I	¥87,934	¥94,534	¥1,402,099	① I につき平成18年5月30日 ① II・②につき平成18年11月3日 ③につき平成19年9月8日
		III				
4	B 4	I	¥102,259	¥34,342	¥1,347,837	① I につき平成18年5月30日 ① II・②につき平成18年11月3日 ③につき平成19年9月8日
		III				
5	B 5		¥3,500	¥209,367	¥411,333	①につき平成18年5月30日 ②につき平成18年11月3日 ③につき平成19年9月8日
合計		¥4,348,848	¥249,587	¥527,782	¥5,126,217	

## 関 係 条 例 等

本件に関係する条例等には、以下のものがある。以下に摘示する各規則において、単に「条例」と規定されているものは、被告給与規則と被告給与条例の関係のように、当該規則の基となる条例を意味する。

なお、いずれの条例等においても、その施行に関し必要な事項の規則への一般的な委任が規定されているが、このような一般的委任の根拠規定については、摘示を省略する。

## 1 給与に関する条例等

(1) 本件消防組合給与条例（乙1）及び本件広域組合給与条例（乙7）は、その各2条において、被告給与条例を全面的に準用する旨を、本件消防組合給与規則（乙2）及び本件広域組合給与規則（乙8）は、その各2条において、被告給与規則を全面的に準用する旨をそれぞれ規定している。

(2) 被告給与条例（乙14）

## 第10条（管理職手当）

- 1 項 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち市長が規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき支給する。
- 2 項 管理職手当の月額は、その職員の受ける給料月額 $100$ 分の $25$ をこえない範囲内で市長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 項 第1項に規定する職員の職にある職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当は支給しない。

## 第16条（時間外勤務手当）

- 1 項 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。
- 2 項 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ $100$ 分の $125$ から $100$ 分の $150$ までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に $100$ 分の $25$ を加算した割合）を乗じて得た額とする。
  - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
  - (2) 前号に掲げる勤務時間以外の勤務

## 3 項 略

- 4 項 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により週休日を振り替えられた職員には、割振り変更前の週休日に勤務した全時間のうち全部又は半日の勤務時間（市長が別に定める時間を除く。）に対して、勤

務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし書（略）

#### 第17条（休日勤務手当）

- 1項 休日勤務手当は、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部又は半日に相当する勤務時間を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部又は半日に相当する勤務時間を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。
- 2項 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3項 略

#### 第18条（夜間勤務手当）

- 1項 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。
- 2項 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

#### 第23条（勤務1時間当たりの給与額の算出）

- 1項 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び調整手当の月額並びに月額で支給される特殊勤務手当の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。
- 2項 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び調整手当の月額並びに月額で支給される特殊勤務手当の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

## 第23条の2（端数計算）

前条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第16条、第17条及び第18条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

### (3) 被告給与規則

#### 第5条（管理職手当の支給）

1項 条例第10条第1項の規定により管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の月額額は、次の表に掲げるとおりとする。

ただし書（略）

※上記で引用される表には、管理職手当の支給額について、主幹及びこれに相当する職は給料月額に100分の13.5を乗じた金額、副主幹及びこれに相当する職は給料月額に100分の12を乗じた金額とする旨が記載されている。なお、稲沢市平成18年3月28日規則第15号による改正後の同条で引用される表には、管理職手当の支給額について、主幹及びこれに相当する職は4万9600円、副主幹及びこれに相当する職は4万6300円とする旨が記載されている（乙25）。

2項、3項 略

#### 第16条（時間外勤務手当等の支給）

略

第16条の2 条例第16条第2項の市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第16条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第16条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

第16条の3 条例第16条第4項の規則で定める割合は、100分の35とする。

#### 第16条の5（休日勤務手当の支給される日）

条例第17条第1項の規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。）（当該勤務日等が条例第17条第1項に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて市長の承認を受けたときは、その日とする。

第16条の6 条例第17条第2項の市長が規則で定める割合は、100分の135とする。

#### 第26条（勤務1時間当たりの給与額の算出）

条例第23条第1項に規定する市長が規則で定める時間は、8時間に18を乗じて得た時間とする。

## 第27条（時間外勤務手当等の計算）

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれの勤務命令簿等に基づき、その月の全時間数（支給割合を異にする場合があるときは、その異にする区分ごとに計算した時間数）によつて計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

### (4) 特殊勤務手当に関する条例等

#### ア(ア) 本件広域組合特殊勤務手当条例（乙11）

##### 第2条（特殊勤務手当の支給及び種類）

1項 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

2項 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 特殊手当

##### 第3条（支給額）

前条に規定する手当の額は、別表に掲げる区分の範囲内において、管理者が定める。

※上記別表には、特殊手当として、一夜につき500円を支給額とする旨が記載されている。

#### イ(イ) 本件広域組合特殊勤務手当規則（乙12）

第2条 条例第2条に定める手当を支給する勤務の内容及び条例第3条の規定に基づく手当の支給額は、別表のとおりとする。

※上記別表には、特殊手当を支給する勤務の内容を夜間勤務、支給額を一夜について500円とする旨が記載されている。

イ 本件消防組合特殊勤務手当条例2条及び3条（別表を含む。）、並びに同規則2条（別表を含む。）には、上記アと同旨の規定がある（乙5、6）。

### 2 勤務時間・週休日等に関する条例等

(1) 本件消防組合勤務時間条例（乙3）及び本件広域組合勤務時間条例（乙9）は、その各2条において、被告勤務時間条例を全面的に準用する旨を規定している。

(2) 被告勤務時間条例（乙16）

##### 第3条（週休日及び勤務時間の割振り）

1項 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし書き（略）

2項 略

##### 第4条

1項 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間

の割振りを別に定めることができる。

- 2 項 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間に1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

#### 第 5 条（週休日の振替等）

任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

#### 第 9 条（休日）

職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない、12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

#### 第 10 条（休日の代休日）

- 1 項 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部又は半日に相当する勤務時間（次項において、休日の全勤務時間又は半日勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、1日又は半日を単位とする当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の1日又は半日の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。
- 2 項 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間又は半日勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

#### (3) 被告勤務時間規則（乙17）

第 3 条（特別の形態によつて勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

1 項 任命権者は、条例第 4 条第 2 項本文の定めるところに従い週休日（条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第 5 条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き 1 2 日を超えないようにし、かつ、1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 1 6 時間を超えないようにしなければならない。

2 項 任命権者は、条例第 4 条第 2 項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

(1) 週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにすること。

(2) 勤務日が引き続き 1 2 日を超えないこと。

(3) 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 1 6 時間を超えないこと。

第 1 2 条（特別の形態によつて勤務する必要のある職員の休日）

特別の形態によつて勤務する必要のある職員の休日は、市長の承認を得て、任命権者が別に定める。

第 3 0 条（補則）

この規則に規定するもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、市長が定める。

(4) 本件消防組合勤務時間規則（乙 4）及び本件広域組合勤務時間規則（乙 1 0）

ア 本件消防組合勤務時間規則 3 条及び本件広域組合勤務時間規則 3 条は、被告勤務時間規則 3 条と同旨の規定をしている。

イ 本件消防組合勤務時間規則 9 条及び本件広域組合勤務時間規則 1 2 条は、被告勤務時間規則 1 2 条と同旨の規定をしている。

ウ 本件消防組合勤務時間規則 2 3 条及び本件広域組合勤務時間規則 3 0 条は、被告勤務時間規則 3 0 条と同様の補則を規定し、必要な規則の制定を管理者に委任する旨の規定をしている。

(5) 本件手引き（甲 1，乙 1 8）

3 項 週休日

(1) 閉庁職場に勤務する職員

日曜日及び土曜日

(2) 特別の形態によつて勤務する必要のある職員の週休日

平成 5 年 4 月 4 日を初日とする 4 週間（週休日基本期間）及びこれに引き続く 4 週間ごとの期間で、次の方法で指定する。（交替制勤務職員の週休日は、勤務割振りの中で定める。）

① 指定の方法

ア 略

イ 交替で指定されるべき週休日が休日に当たる場合は、休日を優先し、別の日に週休日を指定する。

② 週休日の指定の通知

ア 週休日を指定した場合は、「週休日指定表」に表示するとともに、関係職員へ周知する。

イ 週休日を変更した場合も同様とする。

③ その他の週休日の指定に伴う留意事項

日曜日及び土曜日が週休日とならない職場について、一斉休業日（全員が週休日となる日、[例] 図書館の月曜日）が祝日法による休日と重なる場合は、週休日を優先し、別の日（通常の場合は次の日）を休日とする。

(3) 略

6 項 休日

- ・ 祝日法による休日
  - \* 閉庁職場において、土曜日が休日と重なった場合は、週休日を優先し、休日は振り替えない。
  - \* 日曜日及び土曜日が週休日とならない職場の休日と週休日との関係は、3項を参照
- ・ 年末年始の休日
  - \* 年末年始の休日の中の一斉休業日となる曜日の日（[例] 閉庁職場の土・日曜日、図書館の月曜日）は、週休日であり、休日の振替はしない。
  - \* 年末年始の休日の中の交替で指定されるべき週休日は、休日を除いた別の日に指定する。

## 別紙7 勤務形態表

区分	勤務時間	休憩時間
1番勤務	午前8時30分～午後0時30分 (又は午前8時30分～午後0時00分)	午後0時30分～午後1時00分 (又は午後0時00分～午後0時30分)
	午後1時00分～午後5時30分 (又は午前0時30分～午後5時00分)	午後5時30分～午後6時00分 (又は午後5時00分～午後5時30分)
	午後6時00分～午後11時00分 (又は午後5時30分～午後11時00分)	午後11時00分～翌日午前6時00分
	翌日午前6時00分～同午前8時30分	
2番勤務	午前8時30分～午後0時30分 (又は午前8時30分～午後0時00分)	午後0時30分～午後1時00分 (又は午後0時00分～午後0時30分)
	午後1時00分～午後5時30分 (又は午前0時30分～午後5時00分)	午後5時30分～午後6時00分 (又は午後5時00分～午後5時30分)
	午後6時00分～午後8時00分 (又は午後5時30分～午後8時00分)	午後8時00分～午後11時00分
	午後11時00分～翌日午前3時00分	翌日午前3時00分～同午前7時00分
	翌日午前7時00分～同午前8時30分	
3番勤務	午前8時30分～午後0時30分 (又は午前8時30分～午後0時00分)	午後0時30分～午後1時00分 (又は午後0時00分～午後0時30分)
	午後1時00分～午後5時30分 (又は午前0時30分～午後5時00分)	午後5時30分～午後6時00分 (又は午後5時00分～午後5時30分)
	午後6時00分～午後8時00分 (又は午後5時30分～午後8時00分)	午後8時00分～翌日午前3時00分
	翌日午前3時00分～同午前8時30分	